**令和７年（フ）第２４８号**
神戸市西区竜が岡１丁目17番地の16　ＣＡＳＡ　ＩＺＵＭＩ　Ｂ―201号
破産者　濱脇　義晴
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和８年（フ）第７４号**
神戸市西区春日台５丁目13番地の21、前住所神戸市須磨区友が丘９丁目2603番地の50
破産者　北垣　裕基
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和８年（フ）第８７号**
奈良市西大寺芝町一丁目６番１―205号
破産者　片山公太郎
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

**令和８年（フ）第１７３号**
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵285番地の３
破産者　エムシープリーツこと西川　　誠
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

**令和７年（フ）第２１０号**
奈良県橿原市五条野町2154番地、破産手続開始決定時の住所奈良県磯城郡田原本町大字小阪322―５
破産者　吉田優一郎
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和８年（フ）第１６８号**
奈良県香芝市西真美二丁目９番地６
破産者　川北　宏美
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和８年（フ）第３７号**
鳥取県鳥取市行徳１丁目358番地３　ＳＯＨＦＬＡＴマンション203号、旧住所鳥取県鳥取市行徳２丁目679番地　コスモ明徳105号
破産者　金崎　和美
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１００号**
鳥取県鳥取市緑ケ丘１丁目８番45号、旧住所岡山県岡山市南区豊浜町８番38号　オーキッドプラザ408
破産者　山本　幸司
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第４４８号**
岡山市北区十日市中町11番36号　エクラージュＣ201
破産者　菱川　裕介
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第３０７号**
広島市中区昭和町３番26―201号　森
破産者　お好み焼・鉄板焼　ぱっくんこと　宇佐川　忍
１　決定年月日　令和８年10月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第１２２号**
釧路市春採４丁目14番332号　クレインビィラＡ132号
破産者　横山　浩一
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１３０号**
釧路市鶴野東３丁目24番15号、前住所釧路市住吉２丁目10番12号
破産者　大久保　渉
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１７０号**
釧路市愛国東２丁目11番2109号　Ｉ・ＪＯＹ３、前住所釧路市昭和北１丁目２番20号
破産者　コンプリーションスキーサービス　イフ、スキーチューニングショップ　イフこと　鈴木　広隆
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第８６号**
青森県三戸郡階上町蒼前西七丁目９番地2771　パレセイユＡ１－５
破産者　村中睦由紀
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和８年（フ）第１０４号**
青森県八戸市大字尻内町字尻内23番地５
破産者　小笠原　浩
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和６年（フ）第７２号**
秋田県横手市南町15番12号
破産者　松川　純治
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

**令和７年（フ）第９９号**
秋田県横手市十文字町佐賀会字上沖田273番地３
破産者　樋渡　ヤエ
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

**令和８年（フ）第１７号**
福島県白河市高山７番地２　ヴィーナスⅢ番館105、前住所福島県西白河郡泉崎村大字北平山字古寺15番地
破産者　穂積　祐一
１　決定年月日　令和８年10月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係